

入札監理小委員会における審議の結果報告

(独) 国立病院機構物品調達業務

1 「国立病院機構の物品調達業務」に係る落札者の決定

本業務の民間競争入札実施要項において、「予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の第 1 位の入札者から順次、第 3 位までの入札者の 3 者をもって落札者として決定する。」と規定されている。

2 提案書の提出

入札説明会には 11 者が参加したにもかかわらず、提案書を提出期限である平成 25 年 6 月 17 日までに提出したのは 2 者にとどまり、規定の落札者数を得ることができなかった。

国立病院機構は、入札説明会に参加したものの提案書を提出しなかった者等に対してその理由を確認したところ、主として、「3 者との契約となるため、事業者側で実際に販売できる数量の予測が難しい。また、価格改定（年 2 回）による競争が厳しい。」とのことであった。

※参考 入札手続の経緯

・ 入札公告	平成 25 年 4 月 26 日（金）	実施済み
・ 入札説明会	平成 25 年 5 月 15 日（水）	実施済み
・ 提案書提出	平成 25 年 6 月 17 日（月）	実施済み
・ 提案書評価委員会	平成 25 年 6 月 20 日（木）	中止
・ 開札	平成 25 年 6 月 25 日（火）	中止

3 再度入札公告へ向けた実施要項の見直し

本事業の趣旨である継続的な競争性を確保しつつ、確実な物品調達業務の実施の観点から、以下の点について実施要項を見直し、再度入札公告を行うこととした。

- ・ 原則として落札者は 3 者とするが、入札参加者が 2 者にとどまる場合は、予定価格の制限の範囲内である 2 者を落札者とする。（資料 5 - 2 11 ページ）
- ・ 使用量の少ない品目については、安定的な物品の供給や安価での提供が難しいという事情が考えられることから、予定数量の少ない品目を品目リスト（必須項目）から品目リストⅡ（選択項目）へ移す等の見直しを行い、より多くの入札参加者の確保を図る。（資料 5 - 2 18～27 ページ）
- ・ 入札公告期間及び受託事業者の準備期間を考慮し、業務の実施期間を平成 25 年 11 月から平成 27 年 3 月までとする。（資料 5 - 2 7 ページ）
- ・ 「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針（平成 25 年 4 月 26 日 官民競争入札等監理委員会）」の改定を踏まえ、入札参加資格に関する事項に「労働保険、厚生年金等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。」を追記する。（資料 5 - 2 8 ページ）